

平成27年度地下水の水質常時監視における汚染井戸の周辺調査結果について

平成27年度の地下水の水質常時監視で1,2-ジクロロエチレンが新たに環境基準を超えた井戸（平成27年11月2日公表済み）について、汚染原因の究明及び汚染範囲の確認をするため、当該井戸周辺の事業場の有害物質使用状況調査と当該井戸及びその周辺井戸の水質調査を行いましたので、その結果を下記のとおりお知らせします。

記

1 北区大曽根二丁目の周辺井戸調査結果

(1) 調査日

平成27年11月16日、19日

(2) 測定項目

1,2-ジクロロエチレン並びにその親物質及び分解生成物

(塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン)

(3) 調査結果

当該井戸及びその周辺井戸4本について水質調査を行った結果、当該井戸で環境基準を超過しました。周辺井戸では、環境基準に適合していました。

また、当該井戸所有者及び周辺の事業場において、テトラクロロエチレン等の過去も含めた使用状況について調査しましたが、汚染原因の推定には至っておりません。

所在地		①北区大曽根二丁目 (当該井戸)		②東区 東大曽根町	③東区 徳川町	地下水の 環境基準
当該井戸からの距離		-		南東350m	南600m	
用途		生活用水		生活用水	生活用水	
ストレーナーの位置		60-80m		不明	不明	
調査日		9月8日	11月16日	11月19日	11月16日	
調査項目	塩化ビニルモノマー	0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.076 (1.9倍)	0.047 (1.2倍)	<0.004	<0.004	0.04以下
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
	トリクロロエチレン	0.002	<0.002	<0.002	0.002	0.01以下
	テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0073	0.01以下

※太字は環境基準を超過していることを示しています。

※（ ）内は、環境基準に対する倍率です。

所 在 地		④北区 杉栄町	⑤北区 杉村一丁目	地下水の 環境基準
当該井戸からの距離		北西700m	西700m	
用 途		生活用水	生活用水	
ストレーナーの位置		不明	不明	
調 査 日		11月16日	11月16日	
調 査 項 目	塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.011	0.015	0.04以下
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	0.006以下
	トリクロロエチレン	<0.002	0.003	0.01以下
	テトラクロロエチレン	<0.0005	0.0005	0.01以下

4 今後の対応

環境基準を超過している井戸の所有者に対しては、調査結果を連絡し、井戸水を飲用しないように指導しました。

環境基準を超えた井戸については、今後も定期的な監視を行います。

<参 考>

環境基準を超過した物質の毒性について

・シス-1,2-ジクロロエチレン

急性毒性： 高濃度の1,2-ジクロロエチレンは、他の塩素化エチレン類と同様に麻酔作用を有する。

慢性毒性： 中枢神経障害、肝機能障害を起こす。

発がん性： 情報はない。

出典「改訂4版水道水質基準ガイドブック」
(下線部分は、名古屋市において挿入しました。)